

国自基第 237 号
国自情第 326 号
令和 5 年 3 月 31 日

一般社団法人日本自動車工業会 会長 殿

国土交通省自動車局
車両基準・国際課長
自動車情報課長

「特定改造自動車の諸元の自動車登録ファイル等への記録方法について」の
一部改正について

「特定改造自動車の諸元の自動車登録ファイル等への記録方法について」(平成 23 年 12 月 22 日国自情第 120 号、国自環第 99 号)の一部を別添新旧対照表のとおり改正しましたので、
了知いただくとともに、傘下会員(組合員)に対し周知方お願いいたします。

国自基第 237 号
国自情第 326 号
令和 5 年 3 月 31 日

日本自動車輸入組合 理事長 殿

国土交通省自動車局
車両基準・国際課長
自動車情報課長

「特定改造自動車の諸元の自動車登録ファイル等への記録方法について」の
一部改正について

「特定改造自動車の諸元の自動車登録ファイル等への記録方法について」(平成 23 年 12 月
22 日国自情第 120 号、国自環第 99 号)の一部を別添新旧対照表のとおり改正しましたので、
了知いただくとともに、傘下会員(組合員)に対し周知方お願いいたします。

「特定改造自動車の諸元の自動車登録ファイル等への記録方法について」新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

平成 23 年 12 月 22 日付け国自情第 120 号、国自環第 99 号
 改正 平成 24 年 3 月 27 日付け国自環第 182 号、国自情第 205 号
 改正 平成 30 年 8 月 22 日付け国自環第 68 号、国自情第 98 号
 改正 令和 3 年 3 月 19 日付け国自基第 167 号、国自情第 305 号
 改正 令和 5 年 3 月 31 日付け国自基第 237 号、国自情第 326 号

新	旧
<p style="text-align: center;">特定改造自動車の諸元の自動車登録ファイル等への記録方法について</p> <p>特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領（平成 21 年国土交通省告示第 933 号。以下「燃費算定告示」という。）に従い、同告示に基づきエネルギー消費効率相当値（燃費値）の算定を受けた特定改造自動車に関して、その諸元の自動車登録ファイル等への記録については、下記のとおり定めましたので、傘下会員に対し周知されるようお願いします。</p> <p>なお、本通達は平成24年1月4日以降に自動車登録ファイルに記録を行う場合に適用とし、「特定改造自動車の諸元の自動車登録ファイル等への記録方法について（平成21年8月27日付け国自情第72号、国自環第111号）」は、廃止します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 処理 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 自動車製作者等、自動車登録管理室及び車両基準・国際課における申請等の流れは別紙2のとおりとなります。</p>	<p style="text-align: center;">特定改造自動車の諸元の自動車登録ファイル等への記録方法について</p> <p>特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領（平成 21 年国土交通省告示第 933 号。以下「燃費算定告示」という。）に従い、同告示に基づきエネルギー消費効率相当値（燃費値）の算定を受けた特定改造自動車に関して、その諸元の自動車登録ファイル等への記録については、下記のとおり定めましたので、傘下会員に対し周知されるようお願いします。</p> <p>なお、本通達は平成24年1月4日以降に自動車登録ファイルに記録を行う場合に適用とし、「特定改造自動車の諸元の自動車登録ファイル等への記録方法について（平成21年8月27日付け国自情第72号、国自環第111号）」は、廃止します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 処理 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 自動車製作者等、自動車登録管理室及び安全・環境基準課における申請等の流れは別紙2のとおりとなります。</p>

3. 諸元の作成要領

諸元の作成要領は、以下のとおりとします。

(1)～(3) (略)

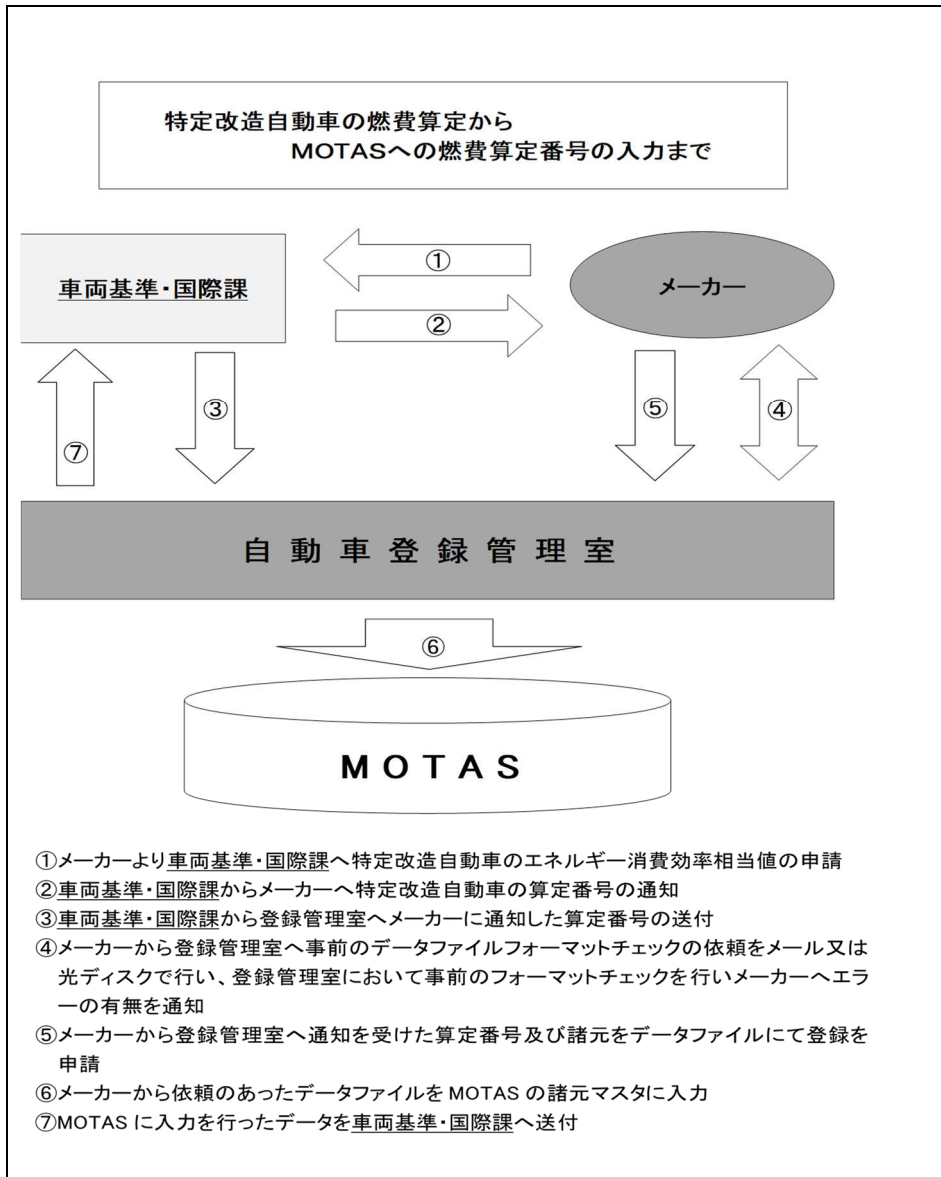
別紙1 (略)

3. 諸元の作成要領

諸元の作成要領は、以下のとおりとします。

(1)～(3) (略)

別紙1 (略)



この通達は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

